

平成 29 年 5 月

発電事業者のみなさまへ

東京電力パワーグリッド株式会社

### 旧制度で認定を取得している低圧発電設備に関する重要なお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成 29 年 4 月 1 日より「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成 29 年 3 月 31 日までに、弊社と接続契約（工事費負担金の額の提示を含む）を締結している設備（運転開始済み含む）については、新制度の認定を受けたものとみなされ、平成 29 年 3 月 31 日までに接続契約を締結していない場合、原則として、認定が失効します。

発電事業者さまにおかれましては、新制度の認定を受けたとみなされた後、新制度の適用を受けるために必要な事業計画と弊社との「接続の同意を証する書類」（接続契約に関する書類。平成 29 年 3 月 31 日までに運転開始済みの場合は不要。）を平成 29 年 9 月 30 日までに国に対して提出する必要があるがございますが、事業計画のご提出にあたり、下記の留意事項について、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

敬具

#### 記

○ 平成 29 年 3 月 31 日までに申込みの承諾を受けている（工事費負担金の額の提示がない）発電設備について、国への事業計画の提出の際、連系の承諾を示す書類の提出に加え、工事費負担金の額を示す書類の提出が必要となっております。

○ 弊社が平成 29 年 3 月 31 日までに工事費負担金をご提示できていないお申込みにおける工事費負担金額については、弊社より国に対して個別に報告を実施いたします。

発電事業者さまにおかれましては、新制度の認定移行後に必要な手続きとして、平成 29 年 9 月 30 日までに国に対して事業計画の提出をお願いいたします。なお、事業計画提出の際、連系の承諾を示す書類を合わせてご提出ください。

※ 工事費負担金の額を示す書類のご提出は原則不要となりますが、国から提出を求められることもあるため、接続契約締結時の書類については、大切に保管をお願いいたします。

※ 事業計画の「接続契約締結日」欄については、連系の承諾を示す書類に記載しております、電力受給を承諾した日付の記載をお願いいたします。

- 発電事業者さまの事業計画および連系の承諾を示す書類のご提出および弊社の工事費負担金額の国に対する報告がそれぞれ国により定められる期間内に実施されることをもって、新制度の認定へ移行となります。

なお、平成 29 年 3 月 31 日までに申込みの承諾を受けている（工事費負担金の額の提示がない）低圧発電設備については、平成 28 年度以前のルールに基づく買取単価が適用されます。

以上